

「自己負担割合の変更に伴う医療費差額申請の御案内」に添付する内訳書の誤送付について

1 概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、当初一部負担金3割負担の証の交付を受けていた被保険者が、遡って一部負担金の負担区分が変更されたこと等に伴い、医療機関等で負担した3割と本来負担すべき1割との差額分(2割分)が発生した場合に、その該当被保険者に対して、毎月差額申請の勧奨通知を業務委託により送付しています。

この度、当該勧奨通知「自己負担割合の変更に伴う医療費差額申請の御案内」(以下「負担割合差額勧奨通知」という。)を郵送したところ、負担割合差額勧奨通知に同封する内訳書について、別人の内訳書を誤って同封したことが判明しました。

2 経過

令和4年2月15日(火) 負担割合差額勧奨通知340通を発送しました。

令和4年2月18日(金) A様の御家族様から負担割合差額勧奨通知に添付されている内訳書について、別人(B様)の内訳書が同封されているとの連絡があり、誤送付が判明しました。

令和4年2月18日(金) 直ちに調査した結果、B様の送付物にA様の内訳書が同封されていたことが判明しました。

3 誤送付した内訳書に含まれる個人情報

被保険者氏名、被保険者番号、受診情報

4 対応

令和4年2月18日(金)に、誤送付先のA様御家族様宅並びにB様御家族様宅をそれぞれ訪問し、謝罪と誤ってお送りした内訳書の回収を行うとともに、正しい内訳書を改めてお渡しいたしました。

併せて、該当日に発送したこの度誤送付が判明した2名を除くすべての負担割合差額申請勧奨対象者338名に対して文書による確認を行っており、その他に誤送付が発生していないか現在確認中です。

早急に誤送付の発生原因の究明を行い、委託業者に再発防止を徹底指導いたします。

問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合
給付課長 増島 儀行

電話 045(440)6713